

精神障害者保健福祉手帳の更新手続きにおける 診断書の提出の猶予について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、診断書の取得のみが目的の通院を避けることができるよう、臨時的な取扱いとして、診断書の提出が1年間猶予されます。

1、対象者

現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳の有効期限が、令和2年3月1日から令和3年2月28日の間の方。

2、お手続きについて

診断書の提出の猶予によって、申請書のみでの更新申請が可能です。
ただし、現在お持ちの手帳の有効期限から1年以内に、別途診断書を提出する必要があります。提出がない場合には、手帳は無効となりますのでご注意ください。

3、自立支援医療（精神通院医療）との同時申請について

自立支援医療（精神通院医療）は、受給者証の有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日の間に満了する場合、手続き不要で有効期間が1年間延長になるため、手帳と同時に更新をご希望の場合の申請は、次のとおりとなります。

（1）診断書の提出猶予を受ける場合

⇒手帳の申請のみで、自立支援医療（精神通院医療）の申請は不要です。

（2）定期的な通院で診断書の取得が可能な場合

⇒手帳の申請と併せて自立支援医療（精神通院医療）もご申請ください。

4、その他

- 新規申請及び等級変更申請は、診断書の提出猶予はありません。
- 定期的な通院で診断書の取得が可能な場合や、障害者年金の情報照会による申請をご希望の場合には、通常どおりお手続きください。
- 後日診断書が提出された際に等級変更の必要が生じた際は、診断書の提出日から変更後の等級が適用されます。
- 申請は郵送で行うことができます。

ご不明な点がございましたら、各役所支援課へご相談ください。